

静岡県盛土等の規制に関する条例 Q & A (第 5 版)

災害防止と環境保全の両面から規制をしています。

枠内を着色してある質問は、第 5 版で追加したのになります。

1 条例の概要と規制対象

Q 1-1

盛土等の規制に関する条例の特徴を教えてください。

- ・一定規模以上の盛土等を行うには、知事の許可が必要となりました。
- ・災害の防止のための技術的な基準等と環境の保全のための土壌汚染や水質汚濁の基準等を規定しました。
- ・土地の所有者にも定期的に盛土等の状況を確認する等の義務が規定されました。
- ・無許可盛土等や命令違反をした者に厳しい罰則が規定されました。

Q 1-2

許可が必要となる事業はどのようなものですか。

盛土等を行う土地の区域の面積 1,000 m²以上又は盛土等の土砂の量 1,000 m³以上の事業です。

Q 1-3

許可が不要となる事業はありますか。

1,000 m²未満かつ 1,000 m³未満である盛土等及び国や地方公共団体などが行う事業や、産業廃棄物の最終処分場での盛土等、採石法又は砂利採取法に基づき採取した土砂等を販売するために区域内に一時的に行う盛土等は許可不要としました。

許可不要となる盛土等は、条例第 9 条、規則第 5 条を御確認ください。

許可は不要となりますが、汚染された土砂での盛土等は禁止されます。

Q 1-4

土砂等を工事区域内外に一時的に仮置きする場合、盛土条例の許可は必要ですか。

工事区域の内外に関わらず、一時的に土砂等を仮置き（盛土等）する場合、盛土等を行う土地の区域の面積が 1,000 m²以上又は盛土等に使用する土砂の量が 1,000 m³以上であれば、本条例に基づく許可が必要になります。（業種別 Q A 1 - 7）

ただし、建築工事において、基礎工事部分を埋め戻すために掘削土を工事区域内に一時的に仮置きする場合や、採石及び砂利採取事業において、採取後の緑化等のために表土を剥ぎ取り認可区域内に一時的に仮置きする場合は、許可不要となります。（あくまで、工事や認可の区域内で発生した土砂等を元の場所に戻す場合に限りです。）

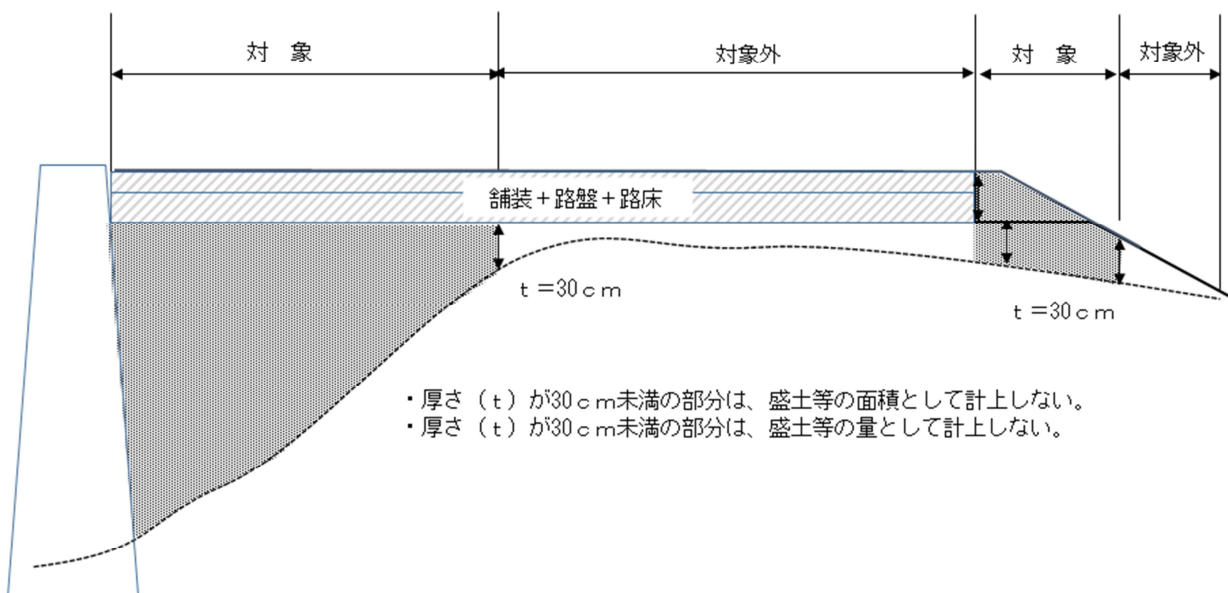
Q 1-5

盛土条例の対象となる高さ（厚さ）の規定はありますか。

条例には、高さ（厚さ）の規定はありませんが、平坦な場所で 30cm 未満の厚さで土砂等を敷きならす行為等は、「盛土等」に該当しないと考えられるため、許可の対象としません。このような案件については、盛土等の面積、土量および盛土等区域の地形条件（原地盤の勾配等）のわかる資料を添えて、個別に協議してください。（業種別 Q A 1 - 1 を更新）

なお、構造物と考えられる舗装、路盤及び路床は盛土等には含みません。（業種別 Q A 1 - 5）

【舗装がある場合の盛土等の高さ（厚さ）と対象部分のイメージ】



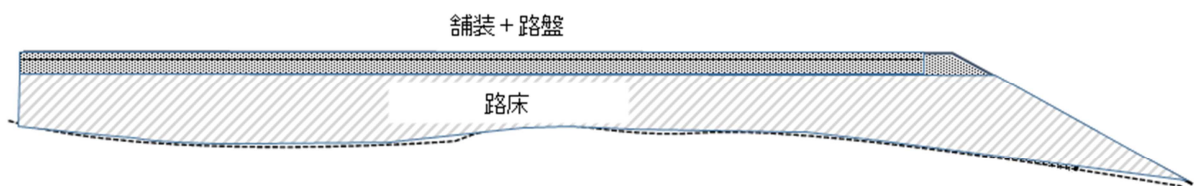
Q 1 - 5 - ①

路床の厚さを調整して、舗装の高さを一定にしてもよいですか。

路床は、舗装及び路盤を支持するための構造物であり、地盤の強度が異なる場合以外は一定の厚さが必要になります。また、舗装及び路盤も一定の厚さが必要になります。

舗装高さの調整は、路床で行うのではなく、路床の下部に構築する盛土等である路体で行う必要があると考えます。

したがって、下図のようなケースは、路床とは認められません。



Q 1 - 5 - ②

条例では、平坦な場所での 30 cm 未満の敷均しは盛土等として扱わないこととなっていることから、盛土等区域が都市計画法の開発行為等と異なってしまいましたが、構いませんか。

法令ごとに用語の定義が異なることはあり得ますので、盛土等区域が条例と都市計画法の開発行為等で異なっても構いません。

一方で、平坦な場所で 30 cm 未満の敷均しであっても条例上の盛土等として計上していただいても構いません。

Q 1 - 6

条例施行日（令和 4 年 7 月 1 日）までに市町の土地利用事業の承認が得られた場合、許可不要となりますか。

条例附則第 4 項には、経過措置が規定されており、採石法、森林法、都市計画法、県土採取等規制条例などの規則で定める法令等に基づく許可・認可・届出（施行規則附則第 2 項）が行われた盛土等について、その許可等の内容の範囲で行う場合、許可・認可された期間・届け出た期間内は、本条例の許可等を得ないで、引き続き、盛土等を行うことができるとなっています。

市町の土地利用事業の承認は、規則で定める法令等となっていないので、承認がされた場合であっても、本条例の許可が必要になります。

2 申請前に行うこと

☆土地の所有者からの同意の取得、住民説明会の開催、土壌の汚染の状況調査は、条例施行日（令和4年7月1日）以前に行っていただいで問題ありません。

(1) 土地所有者の同意に関すること

Q 2-(1)-1

土地の所有者が多数の場合、全員に説明し、同意を取得する必要がありますか。

本条例では、盛土等に関する責任が土地の所有者にも及ぶことになったため、申請時には、土地の所有者の同意を必須としました。

所有者が多数であっても全員からの同意の取得が必要になります。

Q 2-(1)-2

土地の所有者の同意書は、市町土地利用事業等の同意書の様式を使用できますか。

規則に定められた同意書の様式（様式第5号）を使用するようにしてください。

本条例では、盛土等に関する責任が土地の所有者にも及ぶことになったため、土地の所有者の同意を得ることを必須としました。

規定の様式は、土地の所有者の義務をわかりやすく留意事項として記載するなど、本条例に適した内容になっています。

Q 2-(1)-3

同意書への土地の所有者の押印は必要ですか。

同意書に押印は不要ですが、氏名、同意日及び申請内容を説明した日は土地の所有者の自署とするようにしてください。

Q 2-(1)-4

盛土等区域に市町の所有地がある場合、市町長の同意は必要ですか。

市町の所有地がある場合には、市町長の同意が必要になります。

この場合、Q 2 - (1) - 3 で述べた自署は難しいと思われるので、同意書には公印を押印してもらうようにしてください。

規則に定められた同意書の様式（様式第5号）による同意書の取得が困難な場合は、都市計画法第32条の同意書等、市町が盛土等に同意していることが確認できる書類にて代用できるものとします。ただし、公印は必要となります。

Q 2-(1)-5

申請者が土地の所有者の場合も同意書は必要ですか。

申請者と土地の所有者が同一の場合は、同意書は不要です。

Q 2-(1)-6

同意書は、盛土等を行う区域の土地の所有者からもらえばよいですか。
(切土部の土地の所有者の同意は不要ですか。)

盛土等を行う区域の土地の所有者から同意書を取得してください。

切土の区域の土地の所有者からの同意は不要ですが、切土と盛土の境界が不明確な場合などは、盛土等の区域が含まれるように広めに同意を取得するようにしてください。

Q 2-(1)-7

共有林等の共有地で、所有者が多数存在する場合、全員からの同意は必要ですか。

原則として、所有者全員の同意が必要になります。

ただし、共有林の管理組合等が存在し、その代表者に権限があることを規定する書類等を添付できる場合は、代表者の同意とすることも可能と考えます。

Q 2-(1)-8

申請者が、土地の所有者から土地を購入する予定であり、売買契約まで行っている場合、現在の土地の所有者の同意を取得する必要がありますか。

土地の購入が前提であり、土地の所有権の移転が確実かつ、事業の着手が所有権移転後である場合に、現在の土地の所有者の同意を取得する必要はありませんので、同意の代わりに、土地の売買契約書等の権利の移転が生じることが分かる書類を添付してください。

Q 2-(1)-9

相続が発生している場合、相続権利者全員からの同意は必要ですか。

原則として、相続権利者全員の同意が必要になります。

ただし、未登記の場合は、登記事項証明書と同意書の整合の確認ができませんので、同意を取得できた者と登記されている者の関連がわかるように、同意書に補記をお願いします。相続手続が進むにつれて、相続人が増えるような場合は、条例の趣旨を踏まえ、相続人からも同意を取得するようにしてください。

Q 2-(1)-10

同一地番に複数の権利者が登記されている場合、同意書は人数分用意する必要がありますか。

複数の権利者がいる場合は、人数分の同意書を添付しますと、書類の量が増加するので、以下の方法で提出してもらっても差し支えありません。

- ①同一の同意書に複数の権利者の名前を列記してもらう方法
- ②土地の所有者の氏名の部分を「別紙のとおり」とし、別紙を添付して割り印を押印してもらう方法

Q 2-(1)-11

土地の登記面積と実際に使用する面積が異なる場合、どのように記載したらよいですか。

同意書には、登記事項証明書の面積を記載し、実際に使用する面積を（ ）で補記してください。

審査時には、公図、登記事項証明書及び同意書の整合を確認しますので、一部使用の場合は、上記のように一部使用であることがわかるようにお願いします。

Q 2-(1)-12

都市計画法の開発許可や森林法の林地開発許可の申請書に登記事項の証明書を添付する場合、2重、3重に登記事項を取得することとなり、大きな費用負担となりますので、盛土等の許可申請に添付する登記事項証明書等は写しでも構いませんか。

原則は、原本の提出が必要となります。

ただし、他法令の申請や届出の提出先が県であり、申請等の区域が盛土等の許可申請と同じある場合に限り、写しの提出でも認めることとします。

これは、県に1通の原本が提出されていれば、原本の確認が必要となった場合に速やかに確認できると考えられるからです。

(2) 周辺住民への説明に関すること

Q2-(2)-1

周辺住民への説明会では、どのような内容を説明すればよいですか。

本条例に基づき作成する申請書の内容を説明してください。

具体的には、事業の目的、盛土等の規模、管理事務所の所在地、管理責任者、盛土等の量、施工期間、搬入計画（ルート等）及び災害を防止するための措置等になります。

説明会の開催の留意点は、以下を参考にしてください。

区分		留意点
1	対象とする住民	・盛土等区域の隣接地の住民 ・盛土等区域の属する自治会の住民
2	説明会を開催する時期	許可申請を行う日の <u>30日前までに開催</u>
3	説明会を開催する場所	地域の住民の利便性が確保され、かつ申請予定者が確保できる場所（地域内の公民館、コミュニティーセンターなど）
4	開催日時・場所の周知方法	地域住民の見やすい場所への掲示、回覧板、チラシ配布など
5	説明する内容	・申請書の内容 ・申請日の前日まで、申請予定者に対して地域の住民が意見書を提出できること ・意見書の提出の方法（提出場所、時間、書式、郵送の可否など）
6	説明会の開催時に記録すべきこと	・地域の住民の出席者数 ・地域の住民の発言内容（意見や要望）及び申請予定者の回答内容

Q2-(2)-2

住民からの発言、要望が多かった場合、説明会開催結果等報告書を提出するに当たって、類似意見をまとめてもよいでしょうか。

発言や要望を要約したり、類似意見をまとめることは差し支えありません。

提出してもらう説明会開催結果等報告書は、県や管理事務所での閲覧の対象となります。

Q 2-(2)-3

説明会を複数回開催した場合、報告書は1枚にまとめて作成してもよいでしょうか。

説明会を2回以上開催した場合は、説明会ごとに報告書を作成してください。

Q 2-(2)-4

全世帯の○%以上の参加が必要など、説明会の参加者数について要件はありますか。

条例には、参加者数の要件（割合のようなもの）は、規定されていません。

また、説明会への参加は、周辺の住民の方々に強要するものでもありません。

一方で、円滑な盛土等の実施には、地域の理解が不可欠なので、参加しやすい日時・場所の選定及び十分な周知、意見書の書面の配布など、申請内容を多くの住民に知ってもらい、理解してもらえるようお願いします。

Q 2-(2)-5

説明会は、市町の土地利用事業等に基づく説明会と兼ねてもよいでしょうか。

本条例で規定する説明会は、他の許認可に基づく説明会と兼ねても問題ありません。

説明会では、本条例に基づく申請の内容（特に生活環境の保全のための措置）を確実に説明するとともに、住民は申請者に対して、申請書の内容について意見を述べられることを説明してください。

なお、条例の公布日（令和4年3月29日）以前の説明会は、本条例に基づく説明会とは認められません。

Q 2-(2)-6

説明会の開催報告は、市町の土地利用事業等の様式を使用できますか。

様式は規則に定められたもの（様式第6号）を御使用ください。

Q 2-(2)-7

説明会では、住民から様々な意見が寄せられると考えられますが、申請予定者は、どのような意見等にどの程度対応すればよいのですか。

条例の目的は、「災害の防止及び生活環境の保全を図り、もって県民の生命、身体及び財産を保護すること。」であり、盛土を行う者は、災害防止上及び生活環境保全上の必要な措置を講ずる責務がありますので、この目的に関する意見に対しては、事業者が積極的に対応を検討してください。

住民からの全ての意見への対応を求めるものではありませんが、周辺住民の理解を得るように努めることは必要と考えます。

Q 2-(2)-8

地域の住民からは事業の実施を強く反対されており、説明会を開催しても意見交換にならないことが予測されるような場合でも、説明会を開催しなくてはなりませんか。

原則として、説明会は開催してください。

ただし、規則第8条第4項では、「申請予定者以外の者により説明会の公正かつ円滑な実施が著しく阻害され、説明会の目的を達成できないことが明らかである」場合には、書類の提供等の措置でも可能としています。

Q 2-(2)-9

自治会長や自治会役員に行った説明会も条例で規定する説明会として認められますか。

原則として、盛土等区域を含む自治会の区域及び盛土等区域の隣接地の住民に対して、説明会を開催してください。

Q 2-(2)-10

自治会長に相談したところ、説明会の開催は不要と言われましたが、それでも条例で規定する説明会は開催しなくてはなりませんか。

条例では、地域の住民から広く意見を聞くために、説明会の開催や意見書の提出を求めていますので、説明会の開催は必要です。

Q 2-(2)-11

条例の公布後から、申請の準備をしてきましたが、土壌の汚染状況の調査結果が出るまでに30日程度かかると言われており、説明会（申請の30日前までに開催）に間に合いません。説明会を先行して実施することは認められますか。

条例では、説明会で申請書の内容（土壌の汚染状況を含む）の説明をするように規定しており、説明会の前に土壌の汚染状況の調査が完了していることを前提としています。

一方、施行日に申請をしようとした場合、3カ月の周知期間内に土壌の汚染状況の調査を行い、説明会を行うことは難しいと考えます。

したがって、条例の施行日（7月1日）前に説明会が行われた場合に限り、土壌の汚染状況の調査結果が説明できていなくても、調査結果を申請前に地域の方に回覧する等の方法でお知らせした場合には、説明会で説明したことと同等として扱います。

Q 2-(2)-12

新型コロナウイルスの感染拡大を懸念した自治会から、説明会の開催を拒否されているため、回覧での周知でも構いませんか。

事業者が必要な感染拡大防止対策を講じた上で説明会を実施する旨の説明したにも関わらず、なお、自治会の反対があった場合に限り、回覧等での周知を認めることとします。

この場合、自治会の総意として、説明会に反対する旨の自治会長の署名又は押印がある書面、自治会との協議記録及び住民からの意見の添付が必要です。

Q 2-(2)-13

住居地区から離れた場所のため、説明会を開催する住民が存在せず、説明会が開催できない場合は、どのようにしたらよいですか。

説明会は不要とします。

(条例第 12 条第 1 項の盛土等区域の周辺地域の住民がいないので、義務付けられないため。)

一方で、盛土等を行う区域の下流に位置する自治会の住民等への説明会の開催は積極的に行っていただくことが望ましいと考えます。

また、住居地区内の道路を資機材の搬入に使用する場合などには、必要に応じて住居地区の自治会に情報提供するなど、配慮をお願いします。

Q 2-(2)-14

自治会が広いため、自治会長から単位区での説明会の開催を求められており、条例の規定と異なりますが、どのようにしたらよいですか。

単位区等の住民への説明会の開催を認めることとします。

自治会の構成、規模等は地域ごとに異なることから、自治会の判断により影響を受けると思われる範囲が限定されるのであれば、その考えを重視することとします。

(3) 土壌の汚染状況の調査に関すること

※他のQ Aは、別の【生活環境の保全のための基準にかかる調査】に記載しています。

Q 2-(3)-1

土壌の汚染状況の調査はどのような専門業者に依頼すればよいですか。

計量法の登録を受けた事業者に依頼してください。

静岡県計量検定所が発行している「計量業務の概要」に、事業者が記載されていますので、参考にしてください。

Q 2-(3)-2

土壌の汚染状況の調査結果に有効期限はありますか。

有効期限はありません。

Q 2-(3)-3

土壌の汚染状況の調査はどのように行えばよいですか。

「条例等の手引き」、「Q & A 生活環境の保全のための基準にかかる調査」及び規則第6条第4項を御確認ください。

Q 2-(3)-4

盛土等区域が事業区域内で点在している場合、土壌の汚染状況の調査の区域数は「盛土等区域の合計面積から算出」もしくは「各盛土等区域毎にその面積から算出」のどちらで考えたらよいですか。

盛土等区域の合計面積から、規則第6条第4項に基づき区域の数を算出してください。
なお、調査箇所が同一の盛土等区域に集中しないようにするとともに、事業区域内に異なる土質が分布する場合は、各土質ごと偏りなく調査できるよう配慮してください。

(4) 県との事前協議について

Q 2-(4)-1

県との事前協議は必要ですか。

申請手続が円滑に進むように、事前協議を行っていただくことをお勧めします。

Q 2-(4)-2

事前協議は、県庁の盛土対策課と行えばよいですか。

事前協議は、県庁盛土対策課が窓口になります。

当課のHPにて、申請等の手引きや構造基準の解説、QA等を公開しておりますので、そちらを踏まえて申請書を作成していただき、協議ください。

なお、事前協議や相談が多く寄せられ、混雑することが予想されますので、当課メールを活用して御相談等いただければと思います。

類似相談をまとめて、随時QAを更新していきます。

【盛土対策課メールアドレス】 morido110@pref.shizuoka.lg.jp

3 申請に関すること

※ 申請書の作成に当たっては、これらのQ Aと併せて「申請等の手引き」を御確認ください。

(1) 申請書の提出について

Q 3-(1)-1

申請書は、どこに提出すればよいですか。

申請書は、盛土対策課に3部（県（審査用、閲覧用）、市町送付用）提出してください。

Q 3-(1)-2

申請書を提出して許可までにどの程度の期間がかかりますか。

申請書の提出があつてから、許可までにかかる期間として90日を見込んでいます。
この期間は、申請書に不備がないことが前提となり、欠格要件（犯歴など）の確認や技術審査等に要する時間を想定しています。

Q 3-(1)-3

申請書に添付すべき書類等にはどのようなものがありますか。

盛土対策課ホームページにて公開している「申請等の手引き」にチェックリストがありますので、参考にしてください。

Q 3-(1)-4

許可申請時に手数料はかかりますか。

許可申請等に係る手数料は下記のとおりです。

新規許可	変更許可	承継承認
68,000円	42,000円	42,000円

Q 3-(1)-5

関連する他法令の許認可の手の進め方について優先順位はありますか。

本条例の手のは、他法令の許認可とどちらが優先するというものではないため、申請のタイミングについては、申請者に判断していただく必要があります。

本条例の許可は、申請から90日程度かかることを想定していますので、工事着手の時期から逆算して、本条例及び他法令の許認可の手のを行っていただくこととなります。

Q3-(1)-6

申請時に、管理責任者等が決まっていない場合は、どのようにしたらよいですか。

許可の基準として、「管理事務所及び管理責任者が明確に定められていること」(施行規則第14条第1項第3号)が規定されていますので、未定のまま許可することはできません。

原則として、申請する際には管理事務所及び管理責任者を定めてもらう必要がありますが、申請者側の都合等によって、管理責任者等が決められないこともあることが考えられます。

この場合には、申請書の管理責任者等の記載欄には、「未定」と記入してもらえれば、申請書を受け付け、審査を行います。申請者においては、この審査中に管理責任者等を決定してもらい、決定したらその旨を書面で提出するようにしてください。

なお、未定のまま申請されるということは、住民説明会において、管理責任者等について説明されていないということになりますので、決定後は周辺住民に周知してもらう必要があります。

Q3-(1)-7

都市計画法第29条の許可が必要な事業では、都市計画法の技術基準に従っていることを証明するために、申請書類には何を添付したらよいですか。

都市計画法等、条例第14条第2項に規定する法令の技術基準が適用される事業は、その法令の許可等の審査において、技術基準への適合が審査されることになることから、盛土等の許可申請時に、既に他法令の許可等に係る申請を行っていたり、許可等が出ている場合は、申請書の写しや許可証の写しを添付してください。

4 その他

(1) 盛土等の解釈について

Q4-(1)-1

条例で規定する盛土等に「埋戻し」は含まれますか。

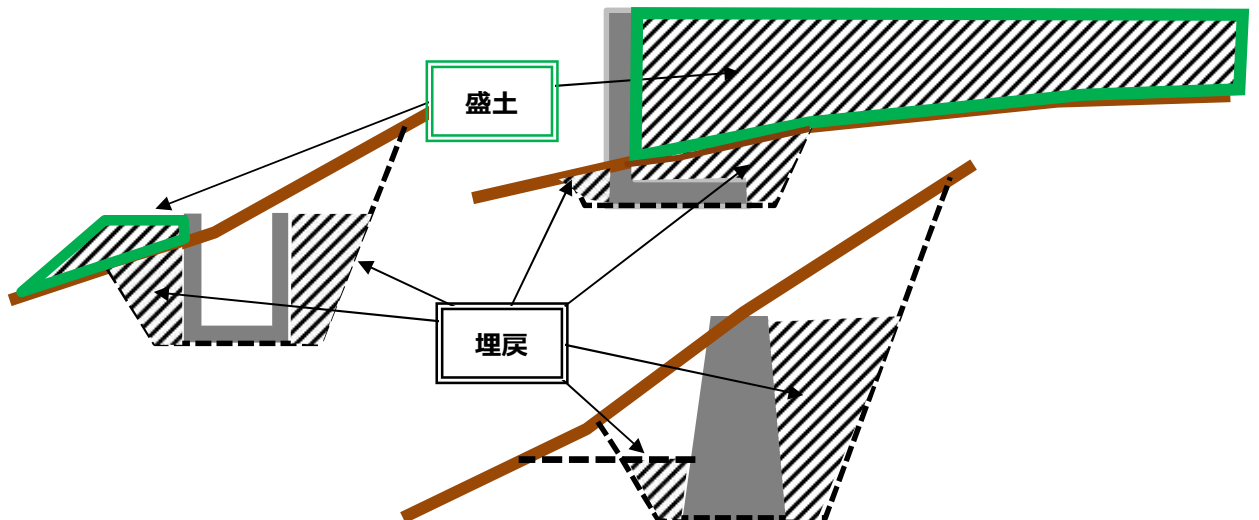
擁壁や排水路等の構造物を設置するための掘削によって生じた隙間を埋める行為を「埋戻し」として扱い、盛土等には含みません。

構造物の撤去、土砂や砂利等の採取によって生じる凹地に土砂を投入する行為は、「埋立て」として扱い、盛土等に含みます。

また、盛土のための擁壁を設置する場合は、背面部分の現地盤より上の部分は「盛土等」として扱います。

いずれの行為も、確実な転圧が必要なことは言うまでもありません。

【埋立てと埋戻しのイメージ】

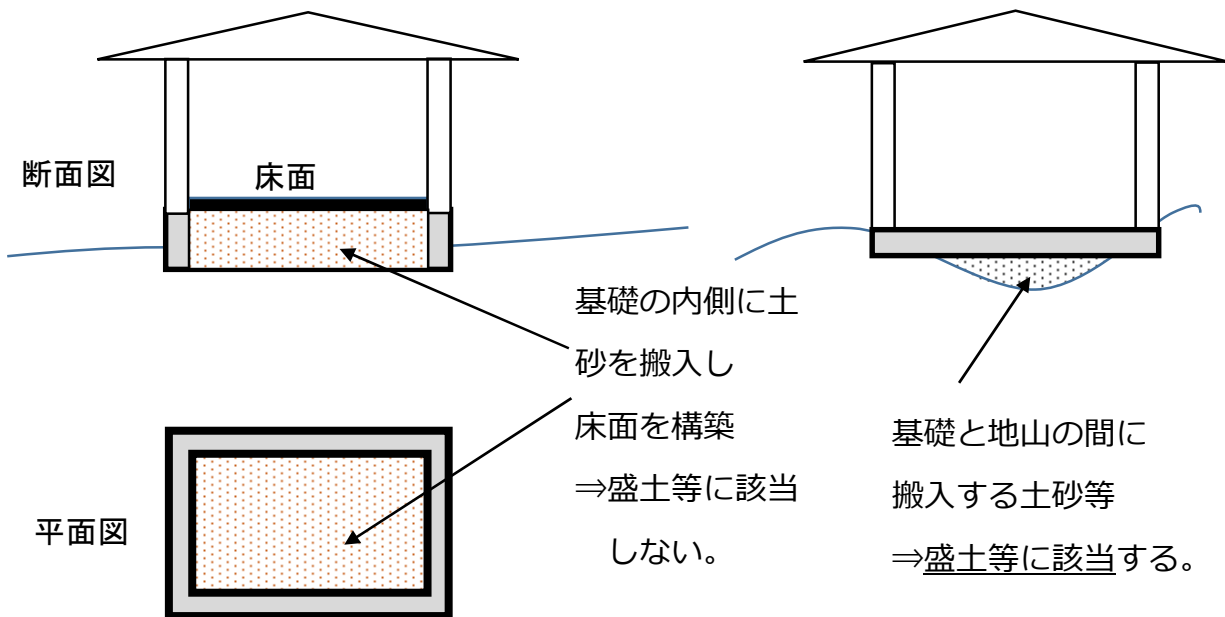


Q4-(1)-1-②

建築物内の床面を構築するために、コンクリート基礎で囲まれた内側に土砂等を搬入する行為は、盛土等に該当しますか。

建築物内の床面を構築するために基礎の内側に搬入する土砂等は、建築物の一部と考えられるため、盛土等に該当しないものと考えます。

ただし、基礎等の下側の高さを調整するために行う土砂等の搬入は、盛土等に該当します。



Q4-(1)-1-③

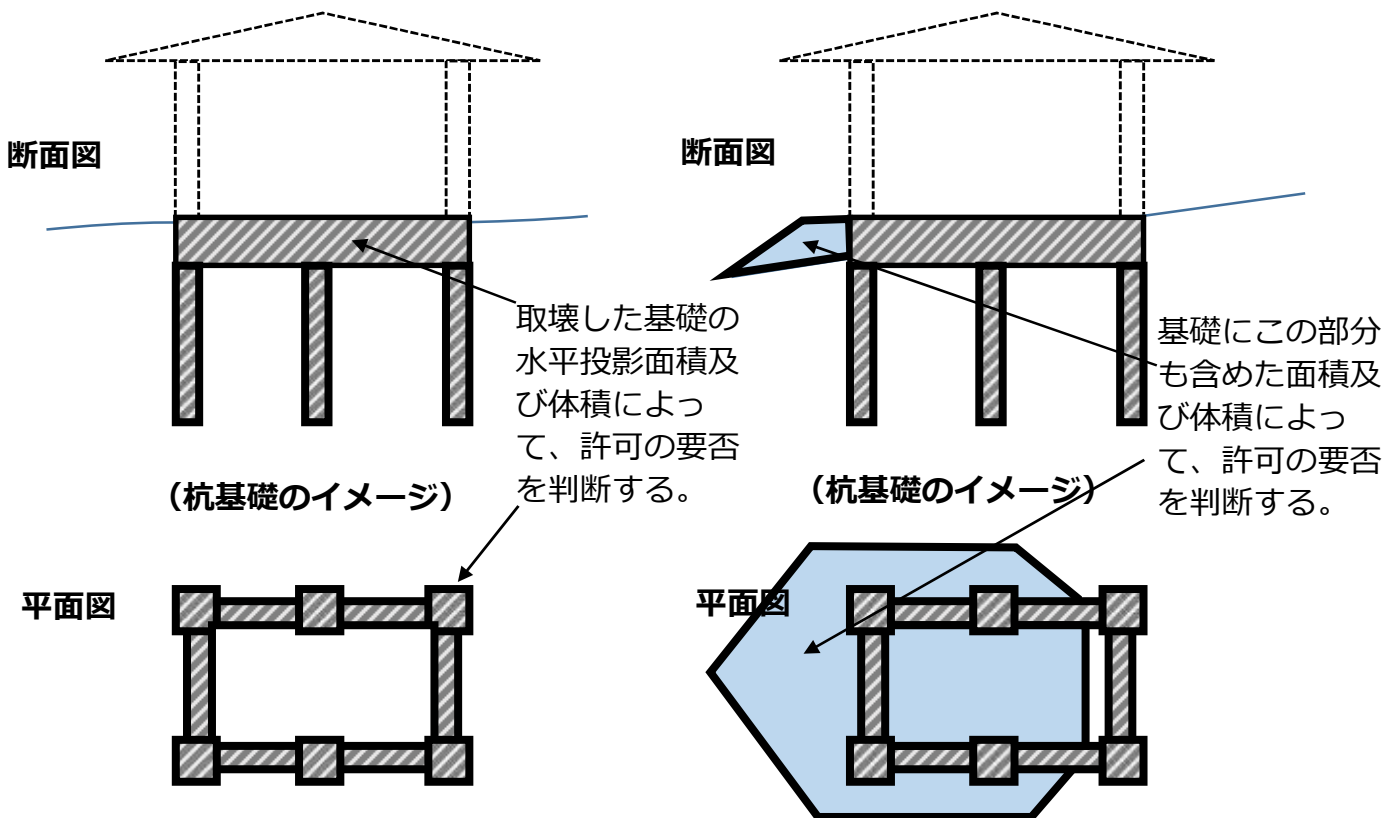
建築物の解体工事において、基礎を破碎し撤去したのちに、再生砕石を用いて埋立てや盛土を行う場合、盛土等の面積及び体積はどのように考えたらよいですか。

建築物の基礎の撤去に伴い生じる凹地の水平投影面積及び撤去する前の基礎の体積で許可の要否を判断します。

なお、基礎の埋立てのほかに盛土を行う場合には、この盛土も含めた面積及び体積で許可の要否を判断します。

なお、現地流用土や再生砕石で埋立てを行う場合でも、条例の許可の対象となりますので御注意ください。

(再生砕石は、条例第2条で土砂等と定義されています。)



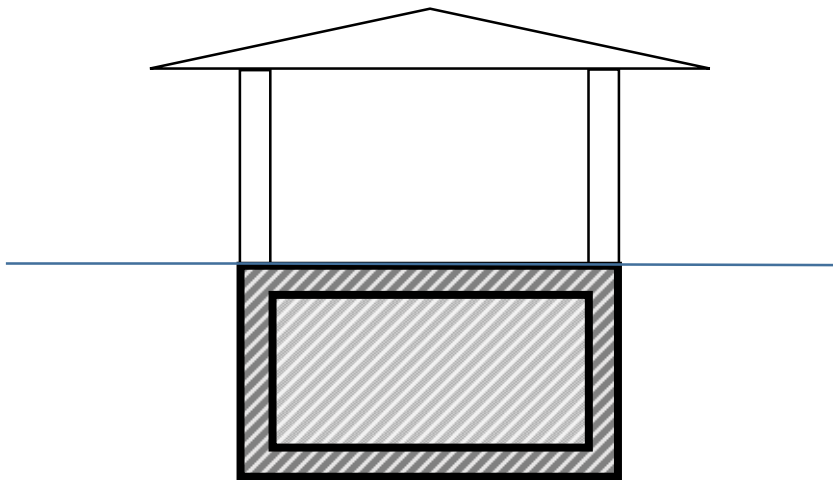
Q4-(1)-1-④

建築物に地下構造がある場合、これを破碎し撤去したのちに、再生砕石を用いて埋立てを行うことがあります。盛土等の面積及び体積はどのように考えたらよいですか。

地下構造の水平投影面積及び体積で許可の要否を判断します。

なお、現地流用土や再生砕石で埋立てを行う場合でも、条例の許可の対象となりますので御注意ください。

(再生砕石は、条例第2条で土砂等と定義されています。)



地下構造がある場合、
地下構造の水平投影面積
及び体積によって、許可
の要否を判断する。

Q4-(1)-2

砂利採取後に生じた凹地への土砂等を埋戻す行為は、条例の許可が必要になりますか。

「埋立て」に該当するので許可の対象になります。

ただし、条例の施行日（令和4年7月1日）に砂利採取法第16条の採取計画の認可において、埋立て行為までが認められており、この計画及び期間等を変更せずに行う場合は、盛土等の許可は不要となります。（詳しくは「附則の説明」を御覧ください。）

Q4-(1)-3

駐車場の建設時に、現地盤をセメント改良して路床を形成することがありますが、盛土等の量は、路床、路盤及び舗装を除いて算出してよいですか。

構造物と考えられる舗装、路盤及び路床は盛土等には含まないこととしています。
したがって、盛土等の量から舗装、路盤及び路床の量は差し引いて差し支えありません。

ただし、不必要と考えられる路床等については、認められないこともありますので、条例の規模要件に該当するか微妙な場合は、あらかじめ個別に御相談ください。

(2) 構造基準について

Q4-(2)-1

盛土等を行うときは、調整地の設置は必須ですか。

調整地の設置は、河川管理者との協議に委ねています。

詳しくは、当課ホームページで公開しています「盛土等の構造基準及び解説」を御確認ください。

Q4-(2)-2

非線引きの区域では3000m²以上から都市計画法第29条の許可が必要となるため、3000m²未満では、市町土地利用事業の基準が適用されていました。条例における調整地の設計は、都市計画法の基準に準ずるとのことですが、3000m²未満の開発については、土地利用事業の基準を適用することはできませんか。

条例の基準で設計してください。

市町の土地利用事業の基準は統一的ではなく、また線引き区域では、既に1000m²以上から都市計画法の基準が適用されていることから、条例の基準での設計をお願いします。

Q4-(2)-3

構造基準の解説では、調整地の設置の必要性については、放流先の管理者と協議することとされており、手引きでは、「同意を証する書類」の添付が求められています。管理者の同意書が必須ということでしょうか。

条例では、公共用水域との接続する際には、それらの管理者と協議を行い、同意を得てから接続の設計をするように求めています。

事業を行うためには「同意書」が必要と思いますが、申請のタイミングによっては、同意が得られていることが分かる書類（協議に用いた資料又は協議が終了している資料に協議記録（河川管理担当の名前が記入された））等による代用も考えられます。

Q4-(2)-4

1m以下の擁壁でも構造計算等は必要ですか。

施行規則第11条別表第2の第5号において、「盛土等によって生ずる高さが1メートルを超える崖の崖面は、擁壁で覆われていること。」と規定されています。

1mを超える崖を覆うためには、1mを超える擁壁でないと不可能なことから、条例で規定する擁壁は、1mを超えるものを指すと解されます。

したがって、1m以下の擁壁は、条例で規定する擁壁に該当しないことから、構造計算等は必要ありません。

Q4-(2)-5

宅地造成等規制法第14条に基づく認定擁壁を使用する場合、構造計算書の添付は必要ですか。

構造基準の解説において、「擁壁の構造は、構造計算、実験等によって・・・確かめられたものであること。」と規定されています。

宅造法の認定擁壁は、この構造計算、実験等によって確かめられたものに該当するため、使用する場合の構造計算書の添付は不要となります。

一方で、認定されていることの証明が必要となります。

(3) 着手日について

Q4-(3)-1

盛土等に着手した時は、着手した日から起算して10日以内に、着手届を提出する必要がありますが、盛土等の用に供する施設（調整池、排水路等）の工事から着手した場合は、その日が着手日となりますか。

着手日は、盛土等の行為または盛土等の用に供する施設の工事のうち、先行して着手した日としてください。